

千葉県自然環境保育活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、千葉県のこどもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりの推進を図るため、第2条に規定する者が行う自然環境保育に係る経費の一部について、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、「千葉県自然環境保育認証制度実施要綱（令和5年4月1日施行）」（以下「実施要綱」という。）第8条第1項の規定により認証を受けている者（以下「認証団体等」という。）であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者（団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助の対象とならない。
 - 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知りて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象経費及び補助額の算定)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとし、対象経費の支出額と基準額を比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育活動費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 三 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等（以下「財産」という。）については、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- 四 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- 五 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならぬ。
- 六 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、関係証拠書類とともに、これを事業終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかなければならない。
- 七 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了

日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第2号様式）を知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

八 実施要綱第13条の規定による認証の辞退又は第14条の規定による認証の取消しがされた場合には、補助金の交付決定の全部を取消すものとする。

九 偽りその他不正の手段により規則第12条による実績報告を行った場合には、補助金の交付の決定の全部を取り消すことがある。

（事業の中止又は廃止の承認）

第6条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、千葉県自然環境保育事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、知事が別に定める期日までに千葉県自然環境保育活動費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業に係る年度の終了の日から起算して10日を経過した日までに、千葉県自然環境保育活動費補助金実績報告書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県自然環境保育活動費補助金交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（その他）

第10条 その他、この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象経費	認証区分及び 基準額	補助率
補助金その他の収入及び保護者が負担する経費を除く自然環境保育の認証日以降に要した次に掲げる活動経費 (1) 報償費 (2) 旅費（外部フィールドへの移動費、研修等に係る交通費等） (3) 需用費（消耗品費、備品購入費、印刷製本費等） (4) 役務費（通信運搬費、保険料等） (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料（外部フィールド賃借料、車両借上げ料等） (7) 負担金、補助及び交付金（※研修参加費等）	重点型：400千円／年 普及型：200千円／年	1/2

※自然環境保育の知識、技術又は幼児の安全管理及び安全確保（リスクマネジメント、救急法等）の向上を図ることを目的として開催される研修会又は講習会の参加費。なお、令和5年4月1日以降に受講した千葉県自然環境保育認証制度実施要綱に定める「安全管理に関する講習」を含む。